

令和5年

渡島西部広域事務組合議会

第1回定例会 会議録

令和5年2月27日 開会

令和5年2月27日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

## 目 次

令和5年2月27日（月曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	4
○ 日程第4 管理者の行政報告	4
○ 日程第5 議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	4
○ 日程第6 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例	6
○ 日程第7 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7
○ 日程第8 議案第4号 渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例	9
○ 日程第9 議案第5号 積立金の処分の議決変更について	10
○ 日程第10 議案第6号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）	11
○ 日程第11 議案第7号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	15
○ 日程第12 同意第1号 監査委員の選任について	28
○ 日程第13 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	29
○ 閉会の議決	29
○ 閉会宣告	30

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
1	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	2月27日	原案可決
2	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備の整備に関する条例	2月27日	原案可決
3	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2月27日	原案可決
4	渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例	2月27日	原案可決
5	積立金の処分の議決変更について	2月27日	原案可決
6	令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）	2月27日	原案可決
7	令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	2月27日	原案可決
同意 1	監査委員の選任について	2月27日	原案同意

令和5年 第1回定例会  
令和5年2月27日（月曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 管理者の行政報告  
日程第5 議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
日程第7 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
日程第8 議案第4号 渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第5号 積立金の処分の議決変更について  
日程第10 議案第6号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）  
日程第11 議案第7号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算  
日程第12 同意第1号 監査委員の選任について  
日程第13 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	吉田 裕幸（木古内町）
	5番	山田 顕人（知内町）		6番	杉村 志朗（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（20名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	佐藤 和利
衛生センター長	丹羽 一暢	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	大嶋 茂	事務局次長	梅岡 忍	衛生センター庶務係長	佐藤 拓海

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長	梅岡 忍	書記	館政 ななみ	書記	鳴海 沙恵
----	------	----	--------	----	-------

---

**◎開議・開議宣告・議事日程**

---

**○議長（溝部幸基）**

定例会の開催に先立ちまして、2月6日にトルコ、シリアで発生した地震で亡くなられた皆様に哀悼の弔意を表し、黙祷を捧げたいと思いますので、起立願います。

黙祷。

ありがとうございました。着席を願います。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和5年第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入る前に、先般行われました知内町長選挙において、西山和夫氏が再当選、2月15日付けで参与に就任されております。

また、2月13日に開催された知内町臨時議会において、大野 樹氏が知内町副町長に再専任、18日付けで幹事に就任されておりますので、ご紹介し、申し出がありますので挨拶を行います。

最初に、西山和夫参与。

**○知内町参与（西山和夫）**

皆さんこんにちは、2月15日より2期目のスタートをさせて頂きました。この渡島西部広域事務組合の中でまた4年間お世話になることとなります。本当にこれからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

この4年間、鳴海管理者のもと、いろいろご提言を頂きながら、広域の発展のために努めてきたところでありますけれども、色々課題を示す中で、西部広域事務組合の意義を再認識しながら、色々課題を鳴海管理者のもと、これからも渡島西部広域事務組合の発展、推進に向けて頑張っていきたいと感じております。

これからも皆さんの温かいご支援の下、この西部4町発展のために尽力させて頂きますので、これからもご指導のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

次に、大野 樹幹事。

**○知内町幹事（大野 樹）**

皆さん、こんにちは。

先日13日に町の議会で、専任同意をいただきました。

またこれから、頑張っていきたいと思うますので、議員の皆様には引き続きご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

以上で、就任挨拶を終わります。

---

**◎管理者の挨拶**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春 管理者。

**○管理者（鳴海清春）**

どうもご苦労様でございます。

令和5年第1回定例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、第1回定例会にご出席を頂きまして、誠に有難うございます。

まず、只今紹介がありましたとおり、この度の知内町長選挙において、西山町長が再選されてございます。お祝いを申し上げますとともに大野副町長とともにご協力をお願い申し上げます。

います。

さて今年も、昨年の年末から年明けにかけて、全国各地で寒波と大雪に見舞われておりますが、渡島西部管内のおかれましては、昨年に比べて雪の量が比較的少ない状況にあると感じているところでございます。今週からは気温も上昇し、日一日と春が近づいていると感じているところでございます。

新型コロナウイルス感染症が4年目を向かえ、政府は、5月8日から感染症法の位置づけを「2類相から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を決定してございます。

5月の連休明けから新たな展開が想定されますが、当組合においても国の方針を踏まえつつ対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、昨年より消防本部及び各消防署の広域体制のあり方を検討してきたところでありますが、新年度から消防本部の体制を3名から4名体制に強化することとしております。

引き続き、広域行政のメリットである効率性を探求しながら、時代の変化に即した体制の構築に努めてまいります。

なお、行政報告で説明してございますけれども、福島消防署においてパワーハラスメントの事案が発生したことに対して、管理責任者として深くお詫びを申し上げたいと思っております。

今後、このようなことがないように指導の徹底に努めてまいります。

それでは、今般の定例会に提案の案件についてですが、まず、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例ほか3件の条例の一部改正となっております。

次に積立金の処分の方針の議決変更が1件、また、令和4年度一般会計補正予算及び令和5年度一般会計予算の2件並びに監査委員の選任について、計8件の議案審議をお願いするものでございます。

まず、議案第1号及び第2号に関しましては、地方公務員の定年年齢の引上げに伴う改正となっております。

次に、議案第3号につきましては、令和5年度から当組合においても潜水救助活動を行うにあたって、特殊勤務手当に潜水作業手当を加えるための改正となっております。

議案第4号の渡島西部衛生センター施設整備基金に関しましては、これまで決算剰余金及び浄化槽汚泥処理手数料で積立をしておりましたが、構成町の一部に不足が見込まれることから「構成町の負担金」をもって積み立てができるよう改正するものでございます。

次に令和4年度一般会計補正予算の主な内容ですが、事業などの実績精査や入札減等による減額補正となっております。

続いて、令和5年度一般会計予算につきましては、予算総額を15億9,403万7千円と定め、対前年度比で3億3,591万1千円の減となっており、マイナス17.4%の減となっております。

その主たる要因は、松前消防署江良出張所新築工事費の事業完了によるものです。

ただ、各施設において、電気料等の物価高騰による各予算が増加してございます。

なお、議案の内容につきましては、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、お願い申し上げます、開催にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。9番 伊藤政博議員、10番 伊藤幸司議員を指名致します。

---

#### ◎会期の決定

#### ○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致した

いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

---

## ◎諸般の報告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

---

## ◎管理者の行政報告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春 管理者。

### ○管理者（鳴海清春）

令和5年渡島西部広域事務組合議会第1回定例会の開催にあたり、令和4年第3回定例会以降の行政報告を申し上げます。

1点目として消防関係について

#### (1) 職員の懲戒処分について

令和4年3月27日付けで福島消防署員の数名から、職場内におけるパワーハラスメント行為について消防本部へ通報があり、ハラスメント等調査委員会において内容を調査したところ、令和2年から令和4年にかけて、消防司令長による部下に対するパワーハラスメント2件の事実を確認しております。

ハラスメント行為を行った消防司令長には、令和5年1月1日付けで減給10分の1、3ヵ月間の懲戒処分を行っております。

この度の事案に対し、遺憾の意を表明するとともに、町民の生命・財産を守る消防組織として、全体の信用・信頼を失墜させてしまったことを、心からお詫び申し上げます。

今後、この様な事が二度と起きぬよう、職場環境の改善を含め、各消防署長には今一度職員への公務員制度に対する教育・指導の徹底を指示したところです。

#### (2) 火災の発生について。

令和5年1月から2月にかけて、松前町で2件、知内町で1件の計3件の火災が立て続けに発生してございます。

各消防署には防災無線などの媒体を通じた火災予防広報や、署員による管内巡視の徹底を指示し、引き続き火災予防の啓発に努めて参ります。

次に追加の行政報告でございます。

1点であります。

#### 1 消防関係について

##### (1) 火災の発生状況について。

令和5年2月21日に北海道電力株式会社知内発電所内において、エレメント取替作業中に潤滑油が噴出し、近くのガス混合通風機内部の高温部に接触したことにより、出火してございます。

なお、その場にいた従業員の初期消火により、直ちに鎮火しております。

現在、調査を進めておりますが、今後この様な事がないよう、徹底した原因の究明と、火災予防の指導に努めて参ります。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理をしてございますので、後ほどご参照していただきたいと思いますと思っております。

以上で、簡単ですが、行政報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

---

## ◎議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第5、議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意いたします。

資料1の1ページをお開き下さい。

議案第1号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

内容について説明致しますので、資料2の1ページをお開き下さい。

1の改正の理由について。

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公務員の定年引上げが実施されます。

この法改正の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用するとともに、組織の新陳代謝を図り、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。当組合においても法改正の趣旨を踏まえ、職員の定年等に関する条例について所要の改正を行うものです。

2の改正の内容について

(1)定年年齢の引上げ、第3条です。

60歳としている職員の定年を令和5年4月1日から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とします。

下に記載している表は、定年が2年ずつ段階的に引上げとなる年度ごとの表であります。

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれの職員につきましては、令和6年度に60歳となりますが、定年が2年延長され令和8年度に62歳で定年退職となり、65歳まで暫定再任用職員として勤務可能となっております。

(2)管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入、第6条～第11条です。

60歳に達した管理監督職は、役職定年の対象とし、60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理職に降任となります。

(3)定年前再任用短時間勤務制の導入について、第12条・第13条関係です。

60歳に達した日以後の最初の3月31日から定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として任用できることとなります。

なお、定年年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職後から65歳までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度（フルタイム）を設けます。

2ページをお願いします。

(4)情報提供・意思確認制度の実施

職員が59歳になる年度に、60歳以後の任用及び給与等に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認することとします。

3の施行期日について、この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行します。

参考までに、派遣職員を除いた定年の段階的引き上げ期間中の定年年度と対象職員は、令和8年度に62歳定年となる昭和39年度生まれの職員が1名、令和10年度に63歳定年となる昭和40年度生まれの職員2名、令和14年度に65歳定年となる昭和42年度生まれが1名の計4名となっております。

なお、資料1の1ページから17ページまでに新旧対照表を掲載していますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。  
ご審議のよろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
（「なし」という声あり）  
質疑なしと認め、質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）  
討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮り致します。  
議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）  
起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

---

**◎議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第6 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

**○事務局長（佐藤和利）**

それでは、資料1と資料2をご用意願います。

資料1の19ページをお開き下さい。

議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和5年2月27日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

内容について説明致しますので、資料2の3ページをお開き下さい。

1の改正の理由について。

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公務員の定年引上げが実施されます。

この法改正の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用するとともに、組織の新陳代謝を図り、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

当組合においても法改正の趣旨を踏まえ、関係条例の所要の改正を行うものです。

2の改正の内容についてですが、

地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の引用条項を整理及び規定を追加するものです。

改正条項、一部改正する関係条例、改正の概要は、表のとおりとなっております。

第1条は、職員の分限に関する条項及び効果に関する条項で目的に降給の規定、降給の経過措置の規定を追加しています。

第2条は、職員の懲戒の条項及び効果に関する条項で、減給の効果の規定を整理しています。

第3条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条項で、引用条項の整理であります。

第4条は、職員の育児休業等に関する条項で、育児休業又は育児短時間勤務対象外に管理監督職員の規定等を追加するものであります。

第5条は、職員の給与に関する条項で、再任用職員等を定年前再任用短時間勤務職員へ改正、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を追加、60歳到達職員の給料月額を7割とする規定を追加

するものであります。

第6条は、渡島西部広域事務組合職員の再任用に関する条例で、定年前再任用短時間勤務制度及び暫定再任用制度へ移行に伴い条例廃止するものあります。

3の施行期日について、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

なお、資料1の19ページから36ページまでに新旧対照表を掲載していますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のよろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

---

**◎議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第7 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷 悟 消防長。

**○消防長（鍋谷 悟）**

それでは、議案第3号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明しますので、資料ナンバー1の37ページをご覧ください。

議案第3号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、資料ナンバー2の説明資料で説明しますので、資料2の4ページをお願いします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由について

令和5年度より、当組合において運用開始予定の潜水救助活動について、隊員が著しく危険、不快、不健康、困難な活動に従事することから、災害時及び訓練時の手当を支給しようとするものです。

2 改正の内容について

(1) 特殊勤務手当の種類に、第2条第1項第5号として潜水作業手当を追加します。

(2) 潜水作業手当の業務内容及び手当額を、第7条に追加し、以下各条文を繰り下げします。

業務内容として、潜水による人命救助活動を行った場合は、手当額について1日につき、千円を支給します。また、潜水救助の訓練を行った場合は1日につき、500円を支給するものです。

3 施行期日について

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上議案について説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

**○議長（溝部幸基）**

11番 又地信也議員。

**○11番（又地信也）**

今までなかった特殊勤務手当を潜水に限り出そうと大変いいことだなと思うんですが、この千円だとか500円だとかの金額を私の考えだと安いもんだなとそんな風に思っているんですけど、この千円や500円に決めた経緯をお知らせ下さい。

**○議長（溝部幸基）**

鍋谷消防長。

**○消防長（鍋谷 悟）**

この金額の支出単位については、道内の消防本部、現在支出しております消防本部の支出金額を参考として、当組合においてもその支出金額を当てはめてございます。

なお、潜水作業支出単位を1日とした理由につきましては、潜水作業の目的としては潜水による救助救出でありますけれど、同時に要救助者の捜索活動が伴うものでございます。

1日の数回の潜水が数日に渡ることも予測されることから、通常の救助事案1回につき支出としている部分とは異なる単位で、その処理作業に従事した場合と捉えておりますので、1日の支出金額というふうに定めております。

**○議長（溝部幸基）**

11番 又地信也議員。

**○11番（又地信也）**

今は北海道の時間当たりの単価は、920円ですね。この中身を見ますと危険だとか不快だとかそういうのを想定しますと随分安すぎる。潜水時間は、ある意味では監督署等々の指導によると余り長時間は潜れないですよ。

そういうことも考えるとしても余りにも安すぎないのかなとそんな気がしております。

これを再考する気持ちはございませんか。

**○議長（溝部幸基）**

鍋谷 悟 消防長。

**○消防長（鍋谷 悟）**

この潜水作業手当の大元になります根拠につきましては、人事院規則の特殊勤務手当という項目の中に潜水深度の区分20メートルまで1時間につき310円、これについては北海道警察もこれを準用してございます。ですから3時間潜水作業をしたとして930円という算定になります。

安全上、やはり又地議員さんの仰ったとおりの長時間の潜水はさせないというふうに考えていますので、3時間相当の潜水を考えた場合、千円前後という基準に達するというふうに考えてございます。

**○議長（溝部幸基）**

そのほか質疑ございませんか。

**○議長（溝部幸基）**

1番 佐藤孝男 議員。

**○1番（佐藤孝男）**

潜水夫という職業というか、各消防署で何人位居るのかお知らせください。

**○議長（溝部幸基）**

鍋谷 悟 消防長。

**○消防長（鍋谷 悟）**

この潜水資格者は、松前消防署と知内消防署のほうに有してございます。詳細につきましては、松前消防署長或いは知内消防署長の方から潜水資格者を報告させていただきます。

**○議長（溝部幸基）**

可香 靖 松前消防署長

**○松前消防署長（可香 靖）**

松前消防署の現在の潜waters資格者は、現在12名おります。

ただ、現在、資格者ということで訓練の方、プールの第1段階、海での第2段階、その訓練を去年から実施しておりまして、その第2段階までをクリアした現在、潜水作業をできる潜watersは6名となって

おります。

訓練終了次第、順次増えていく予定となっております。以上です。

**○議長（溝部幸基）**

成澤 悟 知内消防署長

**○知内消防署長（成澤 悟）**

当署におきましては、潜水士有資格者が6名おりますが、そのうち1名は現在の管理課長、50歳になる管理課長でございます。

これから更に三当務ありますので、各当務に2人、必ず2人で潜る作業ですから、2人以上というふうなことで人員を揃えていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長（溝部幸基）**

1番 佐藤孝男 議員。

**○1番（佐藤孝男）**

今、松前と知内という2署だけで資格者がいるということですが、あと福島、木古内の消防署においてはどういうふうに考えているのか。今後、必要なかどうかお知らせください。

**○議長（溝部幸基）**

鍋谷 悟 消防長。

**○消防長（鍋谷 悟）**

今現在、松前消防署と令和7年度の業務開始を予定しています知内消防署この2署で、先ずは立ち上げてございます。

私の中に潜水救助活動を開始するにあたって、絶対的に必要なものは潜水に対する隊員の意識確認をすることだというふうに考えてございます。

大変危険な環境での作業にあたるということで命を落とすことですか、今現在も意識が戻らず病床にある隊員が渡島管内の消防本部にも今現在いるということを考えますと、自分に何かあれば家族に影響が及ぶという認識を捉えまして、潜水救助隊員としての任務を全うする覚悟があるかどうかということを職員の安全を守る立場としては確認をしなければならないというふうに考えています。

ですが今後は、松前、知内の活動を見ながら福島、木古内においてもその対応が可能であるかどうか慎重に検討しながら進めて参りたいと考えてございます。

**○議長（溝部幸基）**

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

---

**◎議案第4号 渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第8 議案第4号 渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

**○事務局長（佐藤和利）**

それでは、資料1と資料2をご用意願います。

資料1の39ページをお開き下さい。

議案第4号 渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例。  
渡島西部衛生センター施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和5年2月27日提出 渡島西部広域事務組合管理者。  
内容について説明致しますので、資料2の5ページをお開き下さい。

1の改正の理由について。

渡島西部衛生センター施設整備基金を運用するにあたり、将来的に一部の構成町において基金残高が不足となることから、基金へ積立てすることができる財源に「構成町の負担金」を追加し、基金残高の不足を回避しようとするものです。

2の改正の内容についてですが、  
第2条第2項に、構成町の負担金を加えます。

3の施行期日について、この条例は、公布の日から施行致します。

なお、資料1の39ページに新旧対照表を掲載していますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第4号の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のよろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第4号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

---

#### ◎議案第5号 積立金の処分の議決変更について

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第5号 積立金の処分の議決変更を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長（佐藤和利）

資料1と資料2をご用意ください。

資料1の41ページをお開き下さい。

議案第5号、積立金の処分の議決変更について。

令和4年度渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金の処分の内容を次のとおり変更する。

令和5年2月27日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

1 支消金額は、変更前5,050万円以内が変更後5,294万6千円以内となります。

2 支消の目的は、下記の事業に充当するためであります。

ごみ再生処理費分の内訳として、空調設備改修工事实施設業務委託で変更後69万6千円、ろ過式集じん設備改修工事で変更後2,453万円、空調設備改修工事957万円となります。

最終処分場処理費分の内訳として、シャッター改修工事で変更後154万円、浸出水処理施設中央監視装置等改修工事で変更後1,661万円の合計5,294万6千円となります。

基金積立調書について説明しますので、資料2の6ページをお願いします。

上段の表は令和4年9月末現在の金額、下段の表は令和5年3月末現在の金額となります。

上段の表につきましては、昨年（令和4年）の第2回定例会で議決変更いただいたものとなっており、基金取崩額は5,050万円、知内町の基金不足分が292万3千円なっています。

下段の表が、今回議決変更をいただく内容であります。

前年度末現在高(1)から積立額の利子及び配当金までは、上段の表と同額であります。

次の行の浄化槽汚泥処理手数料1,063万3千円と構成町負担金として知内町の基金分負担金1,400万円が積立しますと、積立額(2)は合計で2,769万5,298円になります。

この度、事業が完了したため、入札減等により事業費が減額となりますが、取崩額の5つの事業のうち、1行目の空調設備改修工事実施設計業務委託料と3行目の空調設備改修工事と4行目のシャッター改修工事費の3事業は起債対象事業であるため、事業費が減少することにより、起債対象額も減少することから、その分基金充当額が増額となります。

よって、変更後の基金取崩額事業費が合計で5,294万6千円に変更となります。

年度末現在高につきましては、前年度末現在高の(1)1億5,420万3,021円に積立額の(2)2,769万5,298円を加えて、取崩額の(3)5,294万6千円を差引すると表の右下の年度現在高が1億2,895万2,319円で構成毎の年度末段高は記載のとおりであります。

なお、木古内町の残高が400万518円となりますが、令和5年度当初に800万円を積立する予定となっております。

以上で議案第5号、積立金の処分の議決変更についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

---

### ◎議案第6号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）について

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第10、議案第1号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1と資料2をご用意願います。

資料1の43ページをお開き下さい。

議案第6号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,572万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,384万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項に規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月27日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

まず、「第2表 繰越明許費」について説明致しますので、46ページをお開き下さい。

表記の1事業について年度内に事業完了しないことから、令和5年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

4款消防費、3項消防施設費、事業名が知内消防署消防ポンプ自動車（CD-1）購入事業で、金額が3,370万4千円となります。

この事業については、3月30日までの納期で入札を執行いたしましたが、受注業者から昨年12月20日付けで納入期限延期願書の提出があり、世界的な半導体不足及び中国政府による新型コロナウイルス感染症蔓延防止策（ロックダウン）の影響により、部品生産が中断あるいは大幅に生産量が減少したため、ターボチャージャーの入荷が困難となり、当該部品を使用するシャシの供給に遅延が発生しており、車両製作及び取付作業に時間を要するため、8月末まで納期の延長をお願いしたいとこのことであります。

次に第3表地方債の変更について説明しますの47ページをお願いします。

ごみ再生処理費及び最終処分場処理費に係る一般廃棄物処理事業債の減額変更です。

当該事業の入札減等に伴い、当初の借入限度額3,960万円を3,850万円に変更しようとするものです。

内容について、説明しますので資料2の11ページをお願いします。

記載のとおり、入札減により空調設備改修工事実施設計分で10万円減額、空調設備改修工事分で50万円の減額、施設シャッター改修工事分で10万円の減額となります。バキューム車購入分の40万円の減額は、起債対象分として算定していた諸経費等49万5千円は起債対象外経費となったため、合計で110万円の減額となりました。

補正の内容について説明しますので、資料2の12ページをお開き願います。

歳出から説明致します。

今回の補正予算の内容については、実績による減額がほとんどであります。

説明については、節で10万円以上の増減があるものを中心に説明致します。

はじめに、事務局所管分です。

1款議会費、1項、1目議会費7万2千円の減額で、8節旅費6万3千円の減額は、議会開催及び行事参加等の実績見込みによるものです。

下段の2款総務費、1項、1目事務局費は25万7千円の減額で、8節旅費22万3千円の減額は、新型コロナ影響による各種研修会等開催中止及び実績精査によるものです。

13ページをお願い致します。

2項、1目監査委員費53万8千円の減額で、8節旅費41万7千円の減額は、各種会議等の参加実績によるものであります。

下段の6款諸支出金、3項、1目衛生センター施設整備基金積立金1,547万円の増額で、24節積立金同額は、歳入において先ほど議案第5号でご説明しましたとおり、知内町の基金積立金の負担金1,400万円と浄化槽汚泥処理手数料が実績見込みにより147万円増となるため、その分を積立金として計上するものです。

14ページをお願いします。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費510万3千円の減額で、3節職員手当等20万6千円の減額は、勤務の実績精査によるものであります。

10節需用費387万7千円の減額は、薬品・燃料等使用量の減、電気料金各単価の確定等に伴う実績精査によるものです。

11節役務費25万2千円の減額は、回線変更に伴う電話料金の減によるものです。

12節委託料67万8千円の減額は、し尿収集運搬業務及び運転管理業務委託の実績精査などによるものです。

15ページをお願いします。

2目ごみ再生処理費329万9千円の減額で、10節需用費190万4千円の減額は、設備部品・燃料費等の使用量減、電気料金各単価の確定等に伴う実績精査によるものです。

12節委託料40万2千円の減額及び14節工事請負費80万1千円の減額は、見積価格等によるものです。

下段の3目最終処分場処理費100万5千円の減額で、10節需用費45万2千円の減額は、薬品使用量等の

減、ボイラー燃料及び除雪機修繕等の増に伴う実績精査によるものです。

12節委託料19万6千円の減額及び14節工事請負費29万9千円の減額で見積価格の減などによるものです。

16ページをお願いします。

消防本部所管分です。

4款消防費、1項、1目消防本部費88万9千円の減額で、8節旅費27万9千円の減額は、各種研修会等開催中止によるものです。

10節需用費33万6千円減額は、実績精査によるものです。

11節役務費19万円の減額は、ストレスチェック面接手数料等の実績精査によるものであります。

17ページをお願いします。

松前消防署所管分です。

2目松前消防署費321万5千円の減額で、3節職員手当等85万6千円の減額は、扶養等の異動及び勤務の実績精査によるものです。

8節旅費134万5千円の減額は、新型コロナ影響による各種研修会等開催中止及び実績精査によるものであります。

11節役務費10万9千円の減額は、通信運搬費等の実績精査によるものであります。

12節委託料22万5千円の減額は、病院実習等の実績精査によるものであります。

17節備品購入費60万6千円の減額は、貸付被服購入費等の実績精査によるものです。

18ページをお願いします。

1目松前消防団費278万4千円の減額で、

1節報酬127万2千円の減額は、火災出動等及び団員数の実績精査によるものであります。

8節旅費24万6千円の減額は、各種研修会中止によるものであります。

13節使用料及び賃借料38万3千円の減額及び17節備品購入費73万9千円の減額は、実績精査によるものであります。

下段の1目松前施設費973万3千円の減額で、10節需用費50万円の増額は、庁舎非常用発電機修繕修繕による増であります。

12節委託料58万3千円の減額は、入札減によるものです。

14節工事請負費876万8千円の減額は、実績精査及び入札減によるものです。

17節備品購入費88万2千円の減額は、庁舎デジタル無線用無停電電源購入及び入札減によるものであります。

19ページをお願いします。

福島消防署所管分です。

3目福島消防署費209万2千円の減額で、3節職員手当等65万6千円の減額は、勤務の実績精査によるものであります。

8節旅費76万円の減額は、新型コロナ影響による各種研修会等開催中止によるものであります。

10節需用費20万円の減額は、燃料費、光熱水費等の実績精査によるものであります。

11節役務費20万3千円の減額は、電話料等の実績精査によるものであります。

17節備品購入費19万8千円の減額は、貸付被服購入費等の実績精査によるものです。

20ページをお願いします。

2目福島消防団費170万8千円の減額で、

1節報酬104万6千円の減額は、火災出動等及び団員数の実績精査によるものであります。

8節旅費11万6千円の減額は、新型コロナ影響による各種研修会中止によるものであります。

10節需用費は17万5千円の減額は、小型動力ポンプ付積載車購入に伴う車検の減によるものであります。

17節備品購入費19万円減額は、貸付被服購入費等の実績精査によるものです。

18節負担金、補助及び交付金11万5千円の減額は、団員数の実数による負担金の減によるものです。

下段の2目、福島施設費124万7千円の減額で、17節備品購入費122万7千円の減額は、入札減等によるものであります。

21ページをお願いします。

知内消防署所管分です。

4目知内消防署費210万6千円の減額で、3節職員手当等65万5千円の減額は、勤務の実績精査によるものであります。

8節旅費35万3千円の減額は、各種研修会等開催中止によるものであります。

11節役務費31万9千円の減額は、健康診断料等の実績精査によるものであります。

12節委託料66万1千円の減額は、特定屋外タンク貯蔵所定期点検基数の減によるものです。

22ページをお願いします。

3目知内消防団費172万4千円の減額で、1節報酬86万8千円の減額は、火災出動等及び団員数の実績精査によるものであります。

8節旅費20万2千円の減額は、行事及び各種研修会中止によるものであります。

17節備品購入費63万円の減額は、貸付被服購入費等の実績精査によるものであります。

下段の3目知内施設費で129万1千円の減額で、23ページの17節備品購入費113万5千円の減額は、入札減によるものです。

24ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

5目木古内消防署費157万7千円の減額で、3節職員手当等76万円の減額は、転居による異動及び勤務の実績精査によるものであります。

8節旅費15万4千円の減額は、各種研修会等開催中止によるものであります。

11節役務費15万7千円の減額は、電話料等の実績精査によるものです。

12節委託料10万7千円の減額は、病院実習等に中止によるものです。

17節備品購入費25万7千円の減額は、貸付被服購入費等の実績精査及び入札減によるものであります。

25ページをお願いします。

4目木古内消防団費263万1千円の減額で、1節報酬181万4千円の減額は、火災出動等及び団員数の実数精査によるものであります。

17節備品購入費36万4千円の減額は、貸付被服購入費の実績精査によるものであります。

下段の4目木古内施設費19万5千円の減額で、17節備品購入費24万円の減額は、入札減によるものであります。

歳出は以上であります。

続いて歳入を説明しますので、7ページへお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金221万8千円の増額は、歳出補正に係る分を按分により、知内町基金積立金1,400万円がなければ全体で1,178万2千円減額となりますが、その分を含めると説明のとおり221万8千円の増額となります。

1節松前町負担金から2節福島町負担金、4節木古内町負担金は減額、3節知内町負担金は増額するものであります。

下段の2目消防負担金3,083万7千円の減額は、歳出補正に対応する額で、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額を減額するものです。

8ページをお願い致します。

2款使用料及び手数料、1項、1目し尿処理手数料62万6千円の減額は、収集量100kℓ減の実績見込みによるものであります。

下段の2目浄化槽汚泥処理手数料147万円の増額は、処理量300kℓ増の実績見込みによるものであります。

9ページをお願いします。

3目ごみ処理手数料31万8千円の増額は、搬入量60 t 増の実績見込みによるものであります。

中段の4目消防手数料70万円の減額は、松前、福島消防署は実績による減、木古内消防署は実績による増ですが、知内消防署では、知内発電所並びに危険物施設の手数料の減額に伴うものであります。

下段の4款財産収入、2項、1目物品売払収入81万7千円の増額は、鉄及びアルミ類等の買取単価上昇に伴う実績見込みによるものであります。内訳については、記載のとおりであります。

10ページをお願いします。

5款繰入金、1項、1目衛生センター施設整備基金繰入金244万6千円の増額は、歳出において、衛生センター施設整備基金充当事業が入札減等により知内町以外の3町は内訳のとおり減額となります。

知内町につきましては、基金不足額292万3千円から入札減分の11万5千円を差引して280万8千円が繰入額となります。

下段の、7款諸収入、1項、1目雑入26万9千円の増額は、その他で救急救命士追加講習受講費助成金10万4千円などの実績精査によるものです。

11ページをお願いします。

8款組合債、1款、1目衛生債110万円の減額は、1節一般廃棄物処理事業債110万円の減額で、先ほど第3表地方債で説明しましたとおりであります。

以上、補正額は歳入歳出とも、2,572万6千円の減額となります。

説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第6号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第6号は可決致しました。

#### ○議長（溝部幸基）

暫時、休憩を致します。

---

休憩 午後3時09分

再開 午後3時23分

---

#### ○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

### ◎議案第7号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第7号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算を議題と致します。

まず、審議の進め方についてお諮り致します。

最初に、総括的な予算編成概要についての説明を受け、その後に、歳出の1款議会費と2款総務費、次に3款衛生費、続いて4款消防費、最後に5款公債費、6款諸支出金、7款予備費を一括し、4分割して説明を受け、それぞれ質疑を行います。

次に、歳入全般についての説明を受けて質疑を行い、最後に歳入歳出全般について質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りいたしましたとおり、議事を進めて参ります。

最初に、総括的な予算編成概要の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、資料1、資料3、資料4をご用意致します。

最初に、資料1の議案85ページをお願い致します。

議案第7号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算。

令和5年度渡島西部広域事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,403万7千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第2表 地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4千万円と定める。

令和5年2月27日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

令和5年度の予算編成は、歳出全般にわたる経費抑制と、効率的な事務事業の推進による地域住民の負託と期待に応えるための適切な予算確保を念頭に進めたところでございます。

それでは、地方債の説明をしますので、88ページをお願いします。

第2表地方債です。

各消防署費に係る緊急防災・減災事業債1,700万円を借り入れるものです。

対象事業は、災害対応ドローン購入で予算額は1,735万6千円でございます。

後ほど、歳入において、起債名を説明いたします。

それでは、予算の概要を説明しますので、資料4の1ページを、お願い致します。

1ページから4ページは、令和5年度歳入歳出予算総額の対前年度比較表です。

歳入歳出とも、総額で前年度より3億3,591万1千円の減額であります。

減額となった主な要因は、松前消防署江良出張所新築工事業の事業完了によるものです。

それでは、前年度と比較して増減の大きくなった款を中心に説明致します。

1ページ、歳入です。

説明は、表右端、比較増減額で説明致します。

1款分担金及び負担金は、2億7,150万8千円の減額となりました。

このうち、消防負担金の3億1,022万8千円の減は、松前消防署江良出張所新築工事費完了によるものであります。

2款使用料及び手数料221万6千円の減は、し尿処理収集量の減少に伴うものと消防手数料のうち知内火力発電所特定屋外タンク関係の検査対象基数の減によるものであります。

4款財産収入178万1千円の減額は、鉄屑等の物品売払収入が、アルミやスチールの引取単価下落によるものであります。

5款繰入金3,087万8千円の減額は、衛生センターの基金充当事業が4件から1件に減ったことによる衛生センター施設整備基金からの繰り入れであります。

2ページをお願いします。

7款諸収入3,602万8千円の減は、清算となる退職手当組合清算還付金が3年毎のため、今年度はありません。

8款組合債650万円の増は、衛生債は対象事業が本年度ありませんので1,050万円の減、1目消防債は1,700万円の全額増であります。先ほど地方債で説明しましたとおり4消防署費の災害対応ドローン購入に係る地方債であります。

3ページをお願いします。

歳出です。

3款衛生費1,286万6千円の減は、電気料の値上げ等によりし尿処理費では2,497万4千円の増となりましたが、衛生センター施設整備事業費が減少したことにより、2目ごみ再生署費1,147万円の減及び3目最終処分場処理費2,673万円の減となりました。

4款消防費は、2億9,683万5千円の減となりました。

4ページをお願いします。

3項消防施設費は3億3,386万5千円の減となっておりますが、1目松前施設費で2億5,270万4千円の減で先ほども説明しましたとおり、松前消防署江良出張所新築工事完了、2目福島施設費4,990万7千円の減で消防用ポンプ自動車等の消防車両更新で大型事業が完了したことによるものであります。

5款公債費313万8千円の増は、木古内消防署の令和2年度債の償還開始によるものです。

6款諸支出金2,844万3千円の減は、清算となる退職手当組合清算還付金が3年毎で今年度はないため3,644万円の減、2項積立金で799万7千円の増は、木古内町の基金積立金800万円外であります。

5ページを、お願いします。

予算性質別総括表でございます。

性質別では、下から4行目の構成比で、人件費が53.1%、物件費が27.7%、公債費が7.0%を占めております。

また、款別では、右側端の構成比で、衛生費が25.8%、消防費が63.5%と、全体の89.3%を占めております。

次に6ページをお願いします。

目別財源内訳及び構成町別負担金内訳表です。

下の合計の欄で説明致します。

特定財源については、補助金が188万1千円、地方債1,700万円、その他各種手数料等が1億2,895万1千円となっております。

一般財源は、合計14億4,620万5千円で、構成町負担金が14億4,620万2千円、その他利子で3千円であります。

なお、構成町別負担金内訳書は、記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。

経費別構成町負担金按分表です。

予算編成時の負担割合は、表中段の※負担率基準係数に基づき、前年の令和4年10月1日現在の住民人口と、令和3年度の衛生センターの実績、また、令和4年度の消防費に係る基準財政需要額を用い、按分率を設定しております。

8ページをお願いします。

地方債元利償還金に係る負担割合は、令和4年度確定分として、下から2行目の※ごみ再生処理施設の負担率基準係数は、令和3年度のごみ再生処理実績、その下の※最終処分場処理施設の負担率基準係数は、令和3年度の最終処分場実績時実績の数値を用い按分率を設定しております。

9ページをお願いします。

令和5年度建設事業等計画書です。

100万円以上の建設事業や車両等購入事業等を記載してございます。合計欄で説明致します。

10ページをお願いします。

令和5年度の事業件数は、合計20件、事業予算1億2,334万9千円となっております。

前年度と比較しますと、事業件数は1件の減、事業費8,490万1千円の減となっております。

11ページから12ページは、事業概要等の図面でございます。

続きまして41ページをお願いします。

令和5年度衛生センター施設整備基金積立調書でございます。

表の上段、前年度末現在高合計で1億2,895万2,319円から、積立額の決算繰越額は、まだ未確定であります。利子及び配当金1万2,859円、浄化槽汚泥処理手数料916万3千円、木古内町の構成町負担金分として800万円積立しますので、積立額(2)の合計で1,717万5,859円を合算し、今回の事業で支消する取崩額1,278万2千円を差引きすることによりまして、一番下の令和5年度年度末残高が1億3,334万6,178円と見込んでおります。

42ページをお願い致します。

令和4年度 渡島西部衛生センター廃棄物処理実績対前年度比較表です。

数量につきましては、4月から12月までの実績と、1月から3月までの推計の合計数値としておりますので、あらかじめご了解願います。

浄化槽汚泥処理実績は、前年比180kℓ増の2,170kℓ。

し尿収集実績は、前年比200.66kℓ減の16,300kℓ。

ごみ処理実績は、前年比43.59t減の924.81t。

最終処分場処理実績は、前年比1,173.96t減の863.10tとなっております。

構成町ごとの内容は、記載のとおりでございます。

43ページをお願いします。

消防概況調です。

消防職員、団員、車両、防火水槽等は、令和4年12月31日現在、また、救急活動状況及び火災発生状況は、昨年1年間の数値でございます。合計数値で説明致します。

1消防職員は、定員105人となっております。

2消防団員は、定数380人に対し、313人の団員数でございます。

3救急活動状況は、1,267件の出場と1,214人の搬送、また、ドクターヘリの出場は55件で53人の搬送であります。

4火災発生状況は6件で、損害額は728万1千円となっております。

5消防自動車等の保有台数は、前年同数の73台であります。

6防火水槽及び消火栓で、防火水槽は242基、消火栓は360基、合計602基でございます。

44ページお願いします。

職員数等の状況についてであります。

1の職員に状況ですが、令和5年4月1日現在の職員数は115名、前年度比2名減です。

所属別に見ますと、消防本部が5年度より4名体制となるため1名増、知内消防署以外の3消防署は1名減という状況でございます。

次に、職員の退職及び採用について、説明します。

本年3月31日付けの退職者は、3名で消防本部と松前消防署各1名、福島消防署1名で再任用職員でございます。

また、令和5年度の採用職員は、4月1日付け採用が4名、事務職で事務局1名、消防職で松前消防署2名と木古内消防署で1名でございます。

なお、特別職及び一般職の人数、給料等は、資料3の69ページに、給与費明細書として添付してございますので、おりますので、後ほどご覧ください。

以下2衛生センター業務委託勤務職員等から5の婦人消防隊については、記載のとおりとなっております。

以上で、提案の理由と予算の概要等の説明を終わります。

このあと、各所属長より、担当する予算を自席で説明しますが、説明は、目及び節において10万円以上の増減のあった予算を中心に説明致します。

前年度同額程度、又は増減額が10万円以下の節については、説明を割愛しますので、ご了解をお願い致します。

以上で説明を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

総括的な予算編成概要の説明が終わりました。

次に歳出の説明を求めます。

まず、1款議会費の説明を求めます。

梅岡 忍 事務局次長。

#### ○事務局次長（梅岡 忍）

議会費の予算は、この場でご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料ナンバー4、令和5年度一般会計予算説明資料の19ページをお願い致します。

1款議会費、1項、1目議会費、87万2千円で前年度比8千円の減額です。

8節旅費が8千円の減となっており、旅費以外の予算に増減はありませんでした。8千円の減の内容につきましては、8節旅費の普通旅費が8千円の減で、四署消防総合訓練の開催地が松前町から福島町へ変更となるため、議員分の交通費が減となるものでございます。

以上で議会費の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、2款総務費の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、同じ資料の20ページをお願いします。

2款総務費、1項、1目事務局費3,772万3千円で、前年度より41万1千円の減となっております。

表の左側の職員数は、専任職員1名採用により、職員2名、派遣職員が1名、会計年度任用職員1名の計4名でございます。

予算の増減につきましては、2節給料から4節共済費まで360万2千円の増は、新採用職員分の増及び職員の扶養等の異動による人件費であります。

11節役務費33万4千円の増は、指定金融機関振込手数料の改定によるもので、1件当たり手数料が55円から110円に引き上げとなっております。

12節委託料91万1千円の増は、4年度から導入しました財務会計システムの支出命令書等のシステム改修に伴うものであります。

17節備品購入費41万6千円の増は、事務用備品で事務用パソコン4台更新と庁舎用備品購入費は空気清浄機1台購入によるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金575万1千円の減は、派遣職員給与費負担金575万5千円の減で専任職員1名を採用したため、派遣元の町に支払う負担金1名分が減となっております。

21ページをお願いします。

2項、1目監査委員費674万円で前年度より48万6千円の減となっております。

8節旅費40万6千円の減で、当組合の識見監査委員は、福島町監査委員も務めておりますので、識見監査委員に係る旅費につきましては、福島町と協議により隔年で予算計上しており、本年度は福島町で計上することから減となります。

以上で、2款総務費の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。

次に3款衛生費の説明を求めます。

丹羽一暢 衛生センター長。

#### ○衛生センター長（丹羽一暢）

衛生センター所管分をご説明致します。

引き続き、資料4説明資料の24ページをお願いします。

歳出、3款衛生費、1項清掃費、1目のし尿処理費です。

2節給料は726万1千円を計上し、前年度対比40万7千円の増、3節職員手当等は388万3千円を計上し、前年度対比16万8千円の増です。

いずれも、職員の定期昇給による理由の増です。

4節共済費は347万6千円を計上し、前年度対比16万7千円の増です。

増加理由は、北海道市町村職員共済組合の負担率の増減によるものです。

10節需用費は1億1,754万1千円を計上し、前年度対比2,171万1千円の増であります。

主な増減の内訳をご説明いたします。

消耗器材費等は656万1千円増の3,285万3千円となり、増額の主な要因は、ポリ硫酸第二鉄をはじめとする薬品類の価格が上昇する見込みのためでございます。

続いて燃料費は、前年度対比79万7千円減の815万6千円です。

主な原因は、A重油の年間使用量を約1万0程減った7万0と見込んだことによります。

続いて光熱水費は、前年度対比2,374万8千円増の5,956万8千円です。

この増加は、電気料金によるもので、昨年12月26日に北海道電力から発表されました、この4月からの約19%の電気料金値上げに対応しているものです。

なお、4月からの年間使用電力量は、実績に基づき前年度対比1.42%増の約161万8千kWhと見込んでおります。

修繕費は、前年度対比770万9千円減の1,548万8千円です。

オーバーホールについて、点検項目の見直しを行いまして、前年度対比640万6千円減、昨年12月に議員の皆様へ整備計画をお示ししましたが、その整備計画との対比で624万4千円減の事業費を1,498万8千円と致しました。

また、4年度では空調設備修繕を完了したことなどによりまして、さらに130万円の減少となっております。

続いて車検整備費は、前年度対比31万円減の0円でございます。

これは、事務方で連絡車として使用しているトヨタカローラフィルダーの車検が、5年度はないことからの減少です。

なお、次の車検は令和6年度になりまして、6年度予算に計上することとなります。

次に11節役務費は290万9千円を計上し、前年度対比36万6千円の減であります。

昨年、福島町千軒地区に光回線サービスが提供されたことにより、ISDN回線から光電話回線に変更したことに伴い、電話料金等が減少したためです。

次に、12節委託料は、1億3,888万7千円を計上し、前年度対比297万4千円の増であります。

し尿収集運搬業務委託料は、人件費と車両維持費の単価上昇に伴い、前年度対比228万5千円増の1億669万9千円と致しました。

また、汚泥再生処理施設運転管理業務委託料については、現在、浅野アタカ株式会社に4名を委託しておりますが、これも人件費単価上昇に伴いまして、前年度対比66万3千円増の2,633万3千円と致しました。

続いて左上の財源内訳表をご覧ください。

衛生負担金をとばしまして、その下のし尿収集手数料ですが、し尿収集量を人口減などの理由から、前年度対比で200kℓ減少の1万6,200kℓと見込んだことによりまして、手数料は111万円減少した8,917万9千円と見込んでおります。

それと、雑入4千円を除いた分を衛生負担金として、1億9,561万8千円を構成町のみなさまにお願いすることとなります。

続いて、説明資料の26ページをお願いします。

2目のごみ再生処理費です。

10節需用費は4,178万1千円を計上し、前年度対比203万3千円の増でございます。

主な増減の内訳をご説明いたします。

燃料費は、前年度対比82万1千円減の111万9千円です。

主な要因は、庁舎内冷暖房をガスヒートポンプ方式にこの12月から切り替えたことによる灯油消費量の減です。

光熱水費は、前年度対比680万4千円増の1,224万円です。

電気料金については、先ほどのし尿処理費と同様に北電の19%値上げを見込んでおりまして、前年度対比441万6千円増の969万6千円と致しました。

なお、4月からの年間使用電力量は、前年度対比14%減の約20万kWhを見込んでおります。

また、ガス使用料金については、庁舎内冷暖房をガスヒートポンプ方式にしたことに伴い、244万8千円と積算しております。

修繕費は、前年度対比432万6千円減の2,536万円です。

オーバーホールについて、し尿処理費と同様に、点検項目の見直しを行い、前年度対比464万7千円減、昨年12月の整備計画との対比で488万円減の、事業費を2,354万6千円と致しました。

また、敷地内の埋設水道管が老朽化し、破裂の危険があることから、その修繕112万4千円などを予定しております。

次に、12節委託料は、3,902万1千円を計上し、前年度対比140万3千円の減であります。

ごみ再生処理業務につきましては、現在、神鋼環境メンテナンス株式会社に6名を委託しておりますが、これも人件費単価上昇に伴いまして、前年度対比88万2千円増の3,550万5千円と致しました。

消防用設備等点検業務委託料については、令和4年度から長期継続契約で見積合わせを行い、前年度対比15万7千円減の19万5千円と致しました。

空調設備改修工事実施設計業務については、今年度完了したことによる減でございまして、水銀使用製品廃棄物処理等業務については、衛生センターで回収した乾電池などに水銀が含まれる場合があることから、3年に一度を目途に処理を委託するものであります。

次に、14節工事請負費は1,278万2千円を計上し、前年度対比1,185万6千円の減です。

5年度の新規事業として、破碎機電動機改修工事を予定しておりまして、これもオーバーホールと同様に、施工部分の見直しを行っております。

この結果、前年度対比1,185万6千円減で、昨年12月に整備計画をお示ししましたが、その整備計画との対比で485万4千円減の、事業費を1,278万2千円と致しました。

破砕機電動機改修工事は、全額基金での対応となります。

参考図面をこの資料の11ページに添付いたしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、17節備品購入費は3万5千円を計上し、前年度対比33万2千円の減です。

リサイクルプラザ内のAED本体とその付属品の入替えが今年度完了したことによるものでございます。

左上の財源内訳の表をご覧いただきたいと思えます。

衛生負担金をとばして、その下のごみ処理手数料ですが、搬入量を830tと見込み、439万9千円。

財産売払収入は、前年度から59t減少した300tと推計し、アルミニウム単価の下落などにより、177万8千円減の342万2千円と見込んでおります。

基金繰入金については、破砕機電動機改修工事費全額の1,278万2千円と、雑入の自動販売機設置電気代を2万3千円と見込み、これらを除いた分を衛生負担金として、8,046万7千円を構成町のみなさまにお願いすることとなります。

次に、27ページをお願い致します。

最後は、3目の最終処分場処理費です。

10節需用費は1,231万2千円を計上し、前年度対比156万6千円の増です。

主な内訳ですが、消耗器材費等は前年度対比42万円増の546万8千円となり、増額の主な要因は、浸出水を処理する苛性ソーダをはじめといたします薬品類の価格が上昇する見込みによります。

なお、4月からの年間処理水量は、前年度と同じ、約1万6,300m<sup>3</sup>を見込んでおります。

光熱水費は、前年度対比171万2千円増の417万6千円です。

電気料金については、さきのし尿処理費やごみ再生処理費と同様に北電の19%値上げを見込んでおりまして、前年度対比170万4千円増の410万4千円と致しました。

なお、4月からの年間使用電力量は、前年度対比±0%の約10万9千kWhを見込んでおります。

修繕費は、前年度対比69万9千円減の710万円です。減額の要因は、今年度、埋立地の検水槽の修繕などが完了したことによります。

次に12節委託料は、1,295万9千円を計上し、前年度対比28万1千円の増であります。

浸出水処理施設維持管理業務委託料は、現在、浅野アタカ株式会社へ1名を委託しておりますが、人件費単価の上昇に伴い、前年度対比20万9千円増の866万4千円と致しました。

次に、14節工事請負費は、今年度は計上なしで、前年度対比2,284万9千円の減です。

減額の理由は、今年度、最終処分場施設シャッター改修工事並びに浸出水処理施設中央監視装置等改修工事が完了したことによります。

最後に、17節備品購入費も、今年度は計上なしで、前年度対比537万9千円の減です。

減額の理由は、今年度、中古車ですかバキューム車購入が完了したことによります。

左上の財源内訳です。

特定財源がありませんので、すべて、衛生負担金として、2,567万9千円を構成町の皆様にご覧いただくこととなります。

以上で、衛生センター所管分の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。

次に、4款消防費の説明を求めます。

最初に、消防本部費について。

鍋谷 悟 消防長。

#### ○消防長（鍋谷 悟）

それでは、消防本部費について説明致しますので、資料4の「令和5年度一般会計予算説明資料」

の28ページをお開き願います。

4款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費4,531万9千円は、前年度比786万6千円の増額です。

主な増減につきましては、消防本部職員の1名増員に伴う人件費と事務用備品等の購入費が増額の主な理由です。

消防本部はこれまでに、職員3名のうち消防長以外の2名を、消防長派遣元を除く3署より、3年を任期とする派遣ローテーションで行ってまいりましたが、近年、消防業務の高度化や専門化が進み、業務の煩雑化が懸念される中で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う関係機関との協議或いは、各署との連絡調整による業務量の増加、或いは今後心配される千島・日本海溝を震源とする巨大地震をはじめ、各種災害への対応や応援協力体制の強化など、あらゆる場面で消防本部の体制強化や調整能力が求められていることから、本部体制をこれまでの3名から4名に増員して業務強化を図り、常に各署から職員が派遣される体制を構築し、令和5年度より実施してまいります。

2節給料から4節共済費までは、主に1名増員による人件費の増で、定年に伴う消防長の交替分を併せ、トータルで約650万円の増額となります。消防長以外の職員についてはこれまでどおり、原則として3年間の任務に就くよう進めてまいります。

次に13節使用料及び賃借料は、11万3千円の増でこれは緊急消防援助隊派遣時の車輛フェリー料金の値上げによるもので、派遣先としては東北ブロックの宮城県仙台市を想定しております。

また、オンライン会議の環境を強化するため、リモート会議用のソフトライセンス使用料3万7千円を計上しております。

次に17節備品購入費118万8千円の増は、次期消防長と派遣増員1名分の貸付被服購入費と増員分の事務用備品購入費によるものです。

以上で消防本部費の予算説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、松前消防署関連予算について。

可香 靖 松前消防署長。

#### ○松前消防署長（可香 靖）

それでは、松前消防署所管の予算について説明しますので、資料4の令和5年度一般会計予算説明資料」の29ページをお願いします。

1項常備消防費、2目、松前消防署費、予算額2億7,342万3千円で、前年度より387万8千円の増額でございます。

主な予算の内容は、給料・職員手当・共済費等の人件費及び、旅費・委託料等の減額、また需用費・役務費・使用料及び賃借料・備品購入費の増額となっております。

松前消防職員は34名のうち2名が派遣となります。内訳は消防本部派遣が1名、北海道防災航空室派遣が1名となっております。北海道防災航空室派遣任期は3年間を予定しており、令和5年度で派遣が終了となります。

2節給料から4節共済費までは、585万8千円の減額で、消防本部職員の派遣及び職員の扶養異動が主な要因となっております。

8節旅費は74万2千円の減額で、消防学校・病院実習等の研修旅費及び北海道消防操法訓練大会随行等の普通旅費の減が主な要因となっております。

10節需用費は138万円の増額で、消防車両の車検台数の増及びにドローン購入に係る修繕費の増が主な要因となっております。ドローンにあっては1年間に2回まで損傷対応の機体保証付きで購入予定ですが、保証の中に免責金額の設定があり四署統一して免責金額分を修繕費として計上しております。

11節役務費は18万円の増額で、江良出張所新築に伴う保険料及びボート保険・PCR検査料の増が主な要因となっております。

12節委託料は13万8千円の減額で、病院実習の減少に伴う病院実習等委託料の減が主な要因となっております。

13節使用料及び賃借料は23万3千円の増額で、リース契約更新に伴うミニホイローダー賃借料及び寝具借上料の増が主な要因となっております。

30頁をお願い致します

17節備品購入費は881万1千円の増額で、災害対応ドローン購入及び防火衣購入による増が主な要因となっております。

続きまして、2項非常備消防費、1目松前消防団費、予算額1,802万1千円で、前年度より56万2千円の増額でございます。

主な内容は、需用費・備品購入費、公課費の増額及び旅費、使用料及び賃借料の減額となっております。

松前消防団員数は、条例定数は135名で現在の実員数は114名で前年度より7名の減となっております。

8節旅費は10万3千円の減額で、北海道消防操法訓練大会出場分の減でございます

10節需用費66万2千円の増額で、積載車車検が1台から5台に増加したことによる増となっております。

13節使用料及び賃借料は38万3千円の減額で、北海道消防操法訓練大会終了また、現地教育訓練が松前町での開催となるため、各車両等借上料の減となっております。

17節備品購入費は17万4千円の増額で消防用ホース及び消防団員用被服の購入による増となっております。

26節公課費は11万2千円の増額で、積載車車検が5台から1台に減ったことによる減でございます

31ページをお願いします。

続きまして、3項消防施設費、1目松前施設費、予算額1,348万円で前年度より2億5,270万4千円の減額です。

主な内容は、委託料、工事請負費の減額、及び負担金補助及び交付金の増額となっております。

12節委託料は448万8千円の減額で、江良出張所新築工事に係る工事管理業務委託完了による減でございます。

14節工事請負費は2億4,938万9千円の減額で、江良出張所新築工事完了による減でございます。

18節負担金、補助及び交付金は125万4千円の増額で、消火栓更新工事負担金の増によるものでございます。

以上で松前消防署所管の予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、福島消防署関連予算について。

吉能秀美 福島消防署長。

#### ○福島消防署長（吉能秀美）

それでは、福島消防署所管の予算説明を致します。資料4の32ページをお開き下さい。

1項、3目福島消防署費、予算額1億9,928万9千円で前年度比1,057万7千円の増額でございます。

主な予算増額の内容は、災害対応ドローン及び防火服購入の備品購入費によるものでございます。

2節給料51万1千円の減です。再任用職員1名退職によるものでございます。

3節職員手当等36万2千円の増です。扶養親族の異動及び定期昇給によるものでございます。

8節旅費47万5千円の減です。救急救命士の養成所が東京から札幌へ変更によるものでございます。

10節需用費75万3千円の増額です。消耗品費、ガス代を燃料費から光熱水費へ細節変更及び消防用資機材等修繕費の増によるものでございます。

11節役務費41万7千円の増です。各種手数料の法定点検料でございます。

33ページをお願い致します。

17節備品購入費1,048万4千円の増です。災害対応ドローンの整備及び防火服更新によるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金44万4千円の減です。救急救命士養成所が東京から札幌へ変更によるものでございます。

続きまして、下段、2項、2目福島消防団費、予算額1,240万5千円、前年度比27万8千円の増でございます。

主な予算増の内容は、車両法定点検料によるものでございます。

なお、現在の団員数ですが、条例定数85名に対し現在67名でございます。

11節役務費13万6千円の増です。車両法定点検料及び小型ポンプ定期点検によるものでございま

す。

34ページをお開き願います。

3項、2目福島施設費、予算額984万5千円、前年度比4,990万7千円の減です。消防ポンプ自動車等の整備完了によるものでございます。

10節需用費136万3千円の増です。庁舎シャッター修繕及び浦和自警団屋根改修工事等によるものでございます。

17節備品購入費5,114万2千円の減です。消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車の整備が完了によるものでございます。

以上で、福島消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、知内消防署関連予算について。

成澤 悟 知内消防署長。

#### ○知内消防署長（成澤 悟）

続きまして、知内消防署所管の予算についてご説明を致しますので、35ページをご覧ください。

1項常備消防費、4目知内消防署費、2億926万9千円で前年度より1,687万8千円の増額です。

職員数は23名、主な内容は、給料、職員手当等人件費の増額、及び需用費、役務費、備品購入費、負担金補助及び交付金の増額、また旅費、委託料、公課費の減額によるものです。

2節給料から4節共済費までは、586万7千円の増額となっており、主に定期昇給によるものでございます。

10節需用費は57万2千円の増額で、潜用水用空気ポンベ充填料等の増額をはじめ、消耗器材費、燃料費、光熱水費、修繕費等の増額によるものでございます。

12節委託料は117万円の減額で、知内発電所の特定屋外タンク貯蔵所定期点検業務委託の点検対象基数の減によるものでございます。

続いて36ページをご覧ください。

17節備品購入費は1,188万6千円の増額で、水難救助潜水土装備品及び災害対応用ドローン並びに防火服購入費の増額によるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は15万8千円の増額で、潜水講習受講料の増額によるものでございます。

26節公課費は39万8千円の減額で、車検対象車輛変更に伴う自動車重量税の減額によるものでございます。

続きまして、2項非常備消防費、3目知内消防団費は予算額1,039万2千円で、前年度より20万円の増でございます。

主な内容は、旅費、需用費、備品購入費の増額、及び団員報酬の減額等でございます。

なお、消防団員の定数につきましては80名、令和4年度の団員数につきましては72名となっております。

8節旅費は9万6千円並びに17節備品購入費の貸付被服購入費が7万4千円のそれぞれ増額でございます。

続きまして、3項消防施設費のご説明を致しますので、37ページをご覧ください。

3目知内施設費1,639万4千円で、前年度より2,438万円の減額でございます。

主な内容は、工事請負費、負担金、補助及び交付金の増額、備品購入費の減額によるものでございます。

14節工事請負費は30万円の増額で、令和4年度に新規採用となりました女子職員用仮眠室等改修工事費の完了による減額と、洪水等における浸水対策で庁舎の電気回路改修及び庁舎用非常用発電機嵩上げ工事の追加による増額により、差引30万円の増額でございます。

17節備品購入費は2,535万2千円の減額で、消防用ポンプ自動車購入費3,483万9千円の減額、小型動力ポンプ積載車購入費による948万7千円の増額で、差引2,535万2千円の減額でございます。

18節負担金、補助及び交付金は64万9千円の増額で、消火栓更新工事費負担金の増額によるものでございます。

以上で、知内消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

**○議長（溝部幸基）**

次に、木古内消防署関連予算について。

伊藤則幸 木古内消防署長。

**○木古内消防署長（伊藤則幸）**

木古内消防署所管の予算説明を致しますので、説明資料38ページをお願ひ致します。

1項、5目木古内消防署費、予算額1億9,331万6千円、前年度比337万5千円の減額でございます。

主な減額の内容は、人件費によるものでございます。

2節給料から4節共済費までの人件費916万7千円の減額です。異動する職員と新規採用者との給与の差額によるものでございます。

8節旅費27万8千円の減額です。主に理由は、救急救命士養成課程を修了したことによるものでございます。

10節需用費135万6千円の増額です。主にタイヤに購入数の増加及び光熱水費の料金改定によるものでございます。

11節役務費66万8千円の増額です。主に空気ボンベ点検本数の増加によるものでございます。

12節委託料17万6千円の増額です。主に気管挿管病院実習にかかる委託料でございます。

17節備品購入費581万9千円の増額です。主に、災害対応ドローン及び防火服購入によるものでございます。

39ページをお願ひ致します。

18節負担金、補助及び交付金12万4千円の減額です。消防学校教材費等の減額によるものでございます。

26節公課費16万円の減額です。車検に係る重量税によるものでございます。

続きまして、2項、4目木古内消防団費、予算額1,051万9千円、前年度比18万6千円の増額でございます。

なお、現在の団員数、条例定数80名に対し現在63名でございます。

8節旅費12万6千円の増額です。北海道消防操法大会出場によるものでございます。

10節需用費24万9千円の減額です。主な理由は、車両の錆の修理が終了したことによるものでございます。

17節備品購入費34万7千円の増額です。小型ポンプ操法に関連物品購入などによるものでございます。

40ページをお願ひ致します。

3項、4目木古内施設費、予算額70万7千円、前年度比687万4千円の減額でございます。

10節需用費13万5千円の増額です。消火栓の修繕にかかるものでございます。

15節原材料費10万4千円の減額です。倉庫の棚作成等が完了したことによるものでございます。

17節備品購入費687万6千円の減額で、小型動力ポンプ積載車の購入事業完了によるものでございます。

以上で、木古内消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議、よろしくお願ひ致します。

**○議長（溝部幸基）**

4款消防費の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。

次に、5款公債費、6款諸支出金、7款予備費の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

**○事務局長（佐藤和利）**

それでは資料4の21ページをお願ひ致します。

下段の5款公債費、1項、1目元金1億851万1千円で前年度より383万8千円の増であります。

22節償還金利子及び割引料383万8千円の増は、衛生施設債償還元金については、元利均等償還方式による元金の増と、消防施設債償還金は、令和2年度借入分の木古内消防署大型水槽車購入分が償還

開始となるためでございます。

22ページをお願い致します。

2目利子312万8千円で前年度より70万円の減となります。

22節償還金利子及び割引料70万円の減は、衛生債の元利均等償還に伴い対応する利子が減、衛生債H23年度債の利率見直しに伴うものであります。

中段の6款諸支出金、1項、1目前年度会計剰余還付金1千円は前年と同額です。

下段の退職手当組合清算還付金は、科目廃止による減でございます。

23ページをお願い致します。

2項、1目衛生センター施設整備基金積立金、1,717万6千円で前年度より799万7千円の増となります。

24節積立金799万7千円の増は、木古内町からの基金積立金800万円増と基金の利子及び配当金3千円減によるものであります。

次の段、7款予備費、1項、1目も同じで200万円は前年度と同額でございます。

以上で、5款公債費から7款予備費の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入全般についての説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長（佐藤和利）

歳入を説明しますので、資料4の13ページをお願い致します。

1款分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金4億2,755万8千円、前年度より3,872万円の増でございます。

1節松前町負担金1億4,693万円、2節福島町負担金1億2,435万8千円、3節知内町負担金5,736万6千円、4節木古内町負担金9,890万4千円でございます。

14ページをお願い致します。

2目消防負担金10億1,864万4千円で、前年度より3億1,022万8千円の減でございます。

1節松前町負担金3億1,146万4千円、2節福島町負担金2億3,767万1千円、3節知内町負担金2億4,842万5千円、4節木古内町負担金2億2,108万4千円でございます。

15ページをお願い致します。

上段の2款使用料及び手数料、1項、1目し尿処理手数料8,917万9千円、111万円の減でございます。

し尿収集量1万6,200kℓで、前年比200kℓ減の影響でございます。

2段目の2目浄化槽汚泥処理手数料916万3千円は前年度同額でございます。

なお、この手数料は、衛生センター施設整備基金に積み立て致します。

3段目の3目ごみ処理手数料439万9千円、15万9千円の増でございます。

ごみ搬入量830tで、前年比30t増の影響でございます。

4段目の4目消防手数料152万5千円で、前年度より126万5千円の減でございます。

知内火力発電所特定屋外タンク定期点検対象基数が減となった影響でございます。

16ページをお願い致します。

3款道支出金、1項、1目消防施設整備費交付金、1節同じで、188万1千円、前年度同額でございます。

北斗市の石油貯蔵施設に隣接する木古内消防署の事業に対する石油貯蔵施設立地対策等交付金です。今年は、防火服購入の財源といたします。

中段の4款財産収入、1項、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金1万3千円、3千円の減です。

衛生センター処理施設整備基金の利子でございます。利子は、衛生センター施設整備基金に積み立て致します。

下段の2項、1目物品売払収入、1節同じで342万2千円で、177万8千円の減であります。

売払量は59 t減でアルミ等の引取単価下落に伴う減でございます。

17ページをお願い致します。

5款繰入金、1項、1目衛生センター施設整備基金繰入金、1節同じで1,278万2千円、3,087万8千円の減であります。

基金充当事業費は今年度、リサイクルプラザの破碎機電動機改修工事1件のみで3件減によるものです。

中段の6款繰越金、1項及び1目、節名も同じで1千円、前年度同額でございます。

決算繰越に係る整理科目でございます。

下段の7款諸収入、1項、1目組合預金利子、1節預金利子で利子2千円、前年度同額です。

18ページをお願いします。

2項、1目雑入、節同じで846万8千円で、3,602万8千円の減であります。

先ほど歳出で説明しました退職手当組合清算還付金3,644万円の減によるものです。

次の段、8款組合債、1項同じ、衛生債は科目廃止による減であります。

1目消防債、1節緊急防災・減災事業債1,700万円で、すべて増となっております。

災害対応ドローン購入分で充当率100%でございます。

内容につきましては、記載のとおりで4消防署費の災害対応ドローン購入による地方債であります。

事業予算額については、1,735万6千円、起債充当率100%で、起債額は、事業予算額から起債対象外分35万6千円を差引いた1,700万円でございます。借入先は、道南うみ街信用金庫を予定してございます。

なお、消防本部でドローン4台一括して入札することにより、経費節減が期待できるかと思えます。

以上で、歳入全般の説明を終ります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

これより、歳入歳出全般についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終ります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第7号は可決致しました。

---

### ◎同意第1号 監査委員の選任について

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程12 同意第1号 監査委員の選任を議題といたします。

本庄屋監査委員に退席を求めます。

暫時休憩致します。

---

休憩 午後4時37分

再開 午後4時37分

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開します。  
提案理由の説明を求めます。  
鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

議案の89ページを、お願いいたします。  
同意第1号 監査委員の選任について  
渡島西部広域事務組合監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでござい  
ます。

令和5年2月27日提出。

氏名 本庄屋 誠。

生年月日は、69歳であります。

本庄屋さんについて、若干、補足説明させていただきます。

本庄屋氏におかれましては、昭和47年に福島商業高等学校を卒業され、同年4月に福島町役場に  
奉職してございます。以来、税務、経理及び財政係長などを経験し、財政課参事、会計管理者及び財  
務課長を歴任し、平成26年3月に定年退職されてございます。

そして、平成27年4月から監査委員に就任しており、現在に至ってございます。

なお、併せて福島町の監査委員の役割も担っているところでございます。

本庄屋氏は、私が福島町役場税務課に入庁したときの上司であり、様々なご指導を頂いておりま  
す。人柄につきましては、実直かつ誠実であります。

監査委員の選任に当たって同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を、お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第1号は同意することに決定いたしました。

本庄屋監査委員に復席を求めます。

暫時休憩致します。

---

休憩 午後4時39分

再開 午後4時40分

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

## ◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第13、閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。  
お諮り致します。

閉会中、議会において出席、派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

---

## ◎閉会の議決

---

### ○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議の案件の審議を全て終了致しましたので、これを持ちまして、令和5年第1回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

---

## ◎閉会の宣告

---

### ○議長（溝部幸基）

これをもって閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

（閉会 午後4時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 伊藤 政博

署名議員 伊藤 幸司